

◆国政私物化、憲法壊す政治に解散・総選挙で審判を!



日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>
 市会議員

岩井友子 ☎438-8647 関根和子 ☎447-0557
 事務所☎429-2160 事務所☎440-7950
 金沢和子 ☎422-5278 中沢 学 ☎493-8140
 坂井洋介 ☎404-2039 松崎さち ☎090-6156-8592
 佐藤重雄 ☎432-9872 渡辺ゆう子 ☎462-7273

◆日本共産党議員の質問日は以下のとおりです。

平成29年(2017年)第3回船橋市議会定例会(9月議会)の日程			
8月31日(木)	10:00~	本会議	・開会 ・市長から議案等の提案説明 ・議員から発議案の提案説明 ・決算の説明
9月7日(木)	10:00~	議案質疑	中沢学議員 (順番は8月31日に確定)
8日(金)	10:00~	本会議	発言案の委員会付託
		散会后予算決算委員会	
11日(月)	10:00~	一般質問	坂井洋介議員④
12日(火)	10:00~	一般質問	岩井友子議員⑤
13日(水)	10:00~	一般質問	松崎さち議員②
14日(木)	10:00~	一般質問	金沢和子議員②
15日(金)	10:00~	一般質問	佐藤重雄議員③
20日(水)	未定	総務委員会	金沢議員、渡辺議員
		予算決算委員会総務分科会	
21日(木)	未定	健康福祉委員会	岩井議員、松崎議員
		予算決算委員会健康福祉分科会	
22日(金)	未定	市民環境経済委員会	佐藤議員
		予算決算委員会市民環境経済分科会	
25日(月)	未定	建設委員会	関根議員、坂井議員
		予算決算委員会建設委員会	
26日(火)	未定	文教委員会	中沢議員
		予算決算委員会文教委員会	
29日(金)	10:00~	本会議	審査結果と採決
		予算決算委員会	
10月2日(月)	13:00	予算決算委員会	討論・採決
5日(木)	10:00	本会議 (最終日)	審査結果と採決

第3回

船橋市議会定例会が開会

8月31日(木)から10月5日(木)まで36日間の日程で、第三回船橋市議会定例会が開会しました。

市長からは(仮称)塚田第二小学校及び保育所用地の取得について等15件の議案が提案されました。今議会では平成28年度決算の審査も行われます。

日本共産党は今議会に「残業代ゼロ制度」(高度プロフェッショナル制度)を撤回し、長時間労働規制の法改正を求める意見書など2件の発議案(意見書)を提案し、市民共生の会と共同で核兵器禁止条約への参加を求める意見書を提案しました。

日本共産党の各議員の質問日は日程表の通りです。ぜひ議会傍聴にお越しください。また、船橋市議会はインターネットでの議会中継、録画配信も行っていますのでご覧ください。

ごみ収集回数を減らしても

減量と資源化はすすまない

船橋市は、「ごみの減量及び資源化に向けた市民意見交換会」を開催し、家庭から出る可燃ごみの収集を、現在の週3回から2回に見直すことについて、市民への説明を行っています。

●ごみの減量および資源化には、

対する市民意識の高まり、環境負荷の低減を期待

●1人1日あたりのごみ排出量が同じ程度のほかの自治体では、80%が週2回収収

●関東圏の政令市・中核市では本市を除いて全て実施している

排出量そのものを減らすには

回収回数を減らしたからといって、排出される可燃ごみの量が減るわけではあり

ません。むしろ、1回あたりの量が増えて、ごみステーション周辺の住民の迷惑が想定されます。高齢者にとっては1回に持ち出す量が増えて大変になるだけ。ごみは流通されてから減らないのです。

考えてみてください。

家庭から出すごみは、ほぼすべてが、消費するために購入したものの一部なのです。ですから、家庭で「ごみを減らすには」可燃ごみの一部に含まれる雑紙

「ごみを減らす」最善の方法は「生産過程」で「ごみを作らせないこと」

いったん流通にまわった商品に含まれるごみは途中で減らすのは困難です。ですから過剰包装などを商品から排除することが必要なのです。

ところが、市の焼却炉はプラスチック燃焼による高エネルギーで発電するという逆の道を進んでいます。

その大本は、国が策定した「廃棄物処理施設整備計画」で、焼却施設の熱利用が掲げられており、たくさん燃やしてカロリーを確保することが、自治体に押

付けられるからです。

ごみの状況は自治体ごとに事情が異なります。国や他市の状況をそのまま当てはめるのではなく、実態に合わせた独自の対応こそ求められています。

日本共産党船橋市議団主催

無料法律相談

9月20日(水) 10月11日(水)

弁護士が相談を受けます
 労働相談も受けています
 会場：中央公民館
 時間：午後1時~4時
 要予約 ☎436-3030

